

1 次の文は、小学校学習指導要領（平成29年3月告示）「総則」の一部である。文中の（ア）～（オ）に当てはまる言葉を書け。なお、中学校学習指導要領（平成29年3月告示）においては、文中の児童は生徒と、高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）においては、文中の児童は生徒と、各教科は各教科・科目と表記されている。

- （前略）情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な（ア）を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や（イ）、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。
- 児童が（ウ）の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。
- 各学校においては、（エ）の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う（オ）については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

2 次の表は、法令名と条項及び条文の一部を示したものである。表中の（ア）～（オ）に当てはまる法令名又は言葉を下のA～Jから一つずつ選び、その記号を書け。

法令名	条項	条文
学校保健安全法	第20条	学校の（ア）は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。
教育公務員特例法	第22条 第2項	教員は、授業に支障のない限り、（イ）の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
（ウ）	第17条 第1項	保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。
地方公務員法	第35条	職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の（エ）のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
（オ）	第3条	国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

- A 注意力 B 日本国憲法 C 校長 D 任命権者 E 思考力
F 設置者 G 本属長 H 社会教育法 I 学校教育法 J 教育基本法

3 次の文は、こども基本法（令和4年法律第77号）の一部である。文中の（ア）～（オ）に当てはまる言葉を下のA～Jから一つずつ選び、その記号を書け。

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 全てのこどもについて、（ア）として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、（イ）を受けることがないようすること。
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る（ウ）が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関する意見を（エ）する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その（オ）の利益が優先して考慮されること。

A 聴取 B 将来 C 最善 D 国民 E 差別的取扱い
F 個人 G 表明 H サービス I 理不尽な要求 J 権利

4 次の文は、生徒指導提要（令和4年12月文部科学省）「第1章 生徒指導の基礎 1.1 生徒指導の意義」の一部である。文中の（ア）～（オ）に当てはまる言葉を下のA～Jから一つずつ選び、その記号を書け。

【生徒指導の定義】

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で（ア）生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

- 生徒指導は、児童生徒が自身を（イ）として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気付き、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き（機能）です。したがって、生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、（ウ）と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言えます。

【生徒指導の目的】

児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の（エ）幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

- 生徒指導の目的を達成するためには、「児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要」であり、「深い（オ）に基づき、「何をしたいのか」、「何をするべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち、「自己指導能力」を獲得することが目指されます。

A 他者とよりよく B 個性的存在 C 学習指導 D 自己理解 E 存在感
F 社会的存在 G 進路指導 H 幸福追求 I 自分らしく J 他者理解

5 次のア～オの文は、ある人物について説明したものである。その人物名を下の A～J から一つずつ選び、その記号を書け。

- ア 日本の教育心理学者、教育学者（1893～1985）。愛媛県の出身で、教育の実践的・科学的研究を行い、心理学と教育現実との関係を論じた。1937 年に結成した教育科学研究会の初代会長を務め、終戦後には、国立教育研修所所長、北海道教育大学学長などを歴任した。著書に『教育科学七十年』がある。
- イ ドイツの教育学者（1884～1952）。イエナ大学在学中に、哲学史や文化哲学を研究した。後に、イエナ大学附属学校校長に就任し、年齢や学力の程度が異なる子供でグループを構成して課題に取り組むイエナ・プランを提唱した。著書に『学校と授業の変革——小イエナ・プラン——』がある。
- ウ 日本の教育心理学者（1882～1962）。岡山県の出身で、日本の教育測定学研究の創始者の一人であり、日本におけるビネー式知能検査の標準化を試みた。東京文理科大学教授、日本大学教授、玉川大学初代学長を歴任し、後に、文化功労者に選ばれた。著書に『教育的測定学』がある。
- エ アメリカの教育者（1830～1905）。ラトガース大学教授在任中、森有礼に招かれて来日し、文部省の最高顧問（学監）として、日本各地の教育の実態を視察し、学制の実施や女子教育の振興、東京大学の創設に尽力するなど、近代教育の普及発達に功績を残した。著述に『学監考案日本教育法』がある。
- オ ドイツの哲学者、心理学者、教育学者（1882～1963）。ライプツィヒ、ベルリン、チュービンゲン各大学教授を歴任し、ディルタイの哲学に影響を受け、後に精神科学的心理学を提唱した。1936 年には、ドイツ政府の文化使節として来日し、各地で講演を行った。著書に『生の諸形式』がある。

A ライン B モルレー C 城戸幡太郎 D シュプランガー E ペーターゼン
F ナトルプ G 伊沢修二 H 田中寛一 I 中村正直 J パーカースト

6 次の文は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 57 号）の一部である。文中の（ア）～（オ）に当てはまる言葉を下の A～J から一つずつ選び、その記号を書け。

- 第 4 条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が全ての児童生徒等の心身の健全な発達に關係する（ア）な問題であるという基本的認識の下に行われなければならない。
- 2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を（イ）することを旨として行われなければならない。
- 3 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、被害を受けた児童生徒等を適切かつ（ウ）に保護することを旨として行われなければならない。
- 4 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が懲戒免職の事由（解雇の事由として懲戒免職の事由に相当するものを含む。）となり得る行為であるのみならず、児童生徒等及びその保護者からの教育職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育の信用を傷つけるものであることに鑑み、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する（エ）等について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられることを旨として行われなければならない。
- 5 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、国、地方公共団体、学校、医療関係者その他の関係者の（オ）の下に行われなければならない。

A 根絶 B 安全 C 懲戒処分 D 迅速 E 分限処分
F 合意 G 重大 H 予防 I 明白 J 連携

7 次の文は、小学校学習指導要領（平成29年告示）解説「総則編」（平成29年7月文部科学省）の一部である。文中の（ア）～（オ）に当てはまる言葉を下のA～Jから一つずつ選び、その記号を書け。なお、中学校学習指導要領（平成29年告示）解説「総則編」（平成29年7月文部科学省）においては、文中の児童は生徒と、高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説「総則編」（平成30年7月文部科学省）においては、文中の児童は生徒と、さらには更にと表記されている。

特別支援教育において大切な視点は、児童一人一人の障害の状態等により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことであると言える。

そこで、校長は、特別支援教育実施の責任者として、（ア）を設置して、（イ）を指名し、校務分掌に明確に位置付けなど、学校全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な学校運営に努める必要がある。その際、各学校において、児童の障害の状態等に応じた指導を充実させるためには、（ウ）等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要である。

こうした点を踏まえ、各教科等の指導計画に基づく内容や方法を見通した上で、（エ）指導内容や指導方法を計画的に検討し実施することが大切である。

さらに、障害のある児童などの指導に当たっては、担任を含む全ての教師間において、個々の児童に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、（オ）に努める必要がある。

- | | | | |
|-------------|------------|---------|------------------|
| A 校内委員会 | B 専門アドバイザー | C ケース会議 | D 特別支援教育コーディネーター |
| E 医療機関や福祉機関 | F 特別支援学校 | G 個に応じた | H 専門性の向上 |
| I 教師間の連携 | J 基礎的な | | |

解答例 得点 100 点

配点

問1～問4 3点×20=60点

問5 2点×5=10点

問6、問7 3点×10=30点

問1 ア 環境 イ 新聞 ウ 生命 エ 校長 才 学校評価

問2 ア F イ G ウ I エ A 才 J

問3 ア F イ E ウ J エ G 才 C

問4 ア I イ B ウ C エ H 才 D

問5 ア C イ E ウ H エ B 才 D

問6 ア G イ A ウ D エ C 才 J

問7 ア A イ D ウ F エ G 才 I